

## 中央駐車場の回数券等の精算方法について

- 1 本市が発行した回数券等の取扱いについて
  - (1) 平成22年3月31日までに本市が発行した回数券及びプリペイドカードは、指定管理期間中も使用できることとする。
  - (2) 本市が発行した回数券及びプリペイドカードの利用分については、販売額(券面額×10/11)を納付金から差し引く方法により毎年度精算することとする。なお、円未満は切捨てとする。
  
- 2 前指定管理者が発行した回数券等の取扱いについて
  - (1) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までに前指定管理者が発行した回数券及びプリペイドカードは、有効期限(令和8年3月31日)までは使用可能として取り扱うこととし、当該回数券の使用に係る精算は各指定管理者間で行うこと。
  - (2) 定期駐車券は、通用期間が1か月間のもを発行することができるため、令和7年3月発行の定期駐車券については、発行時の条件に応じ、4月分の使用に係る精算は前指定管理者と行うこと。
  
- 3 指定管理者が発行する回数券等の取扱いについて
  - (1) 指定管理期間中に指定管理者が発行する回数券及びプリペイドカードの使用期限は令和13年3月31日とする。指定管理期間終了後の令和12年4月1日から令和13年3月31日までの間に使用された回数券及びプリペイドカードについては、次期指定管理者と精算を行うこと。
  - (2) 定期駐車券については、次期指定期間まで通用期間があるものは、次期指定管理者と精算すること。